

[鑑定評価書要約]

別紙(新麹町ビル)の不動産に関する平成17年12月26日付(発行番号 研東第51951号)不動産鑑定評価書の要約内容につき、下表のとおりご報告いたします。

(千円未満を四捨五入して表示)

| | 内容 | 根拠等 |
|--------------------|--|--|
| 鑑定機関 | 財団法人 日本不動産研究所 | |
| 鑑定評価額 | 2,570,000,000円 | |
| 価格の種類 | 特定価格(現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格(正常価格)との特段の差異はないものと認められる)。 | |
| 試算価格調整方法 | 直接還元法とDCF法を併用して査定した収益価格を採用し、積算価格を参考に留め鑑定評価額を決定した。 | |
| 価格時点 | 平成17年12月31日 | |
| 収益価格 | 2,570,000,000円 | |
| 調整方法 | 直接還元法とDCF法による試算価格を調整した。 | |
| 直接還元法による収益価格 | 2,570,000,000円 | 正味純収益を還元利回りで還元して試算した。 |
| 有効総収益 | 212,537,000円 | 潜在総収益から空室等損失相当額を控除して求めた。 |
| 賃料収入(共益費・駐車場等を含む) | 217,323,000円 | 現行契約条件及び過年度の実績額等をもとに、新規賃料水準及び今後の動向を勘案して、安定的な収入額を査定 |
| その他収入(付加使用料収入等を含む) | 6,400,000円 | 過年度の収入及び稼働率を考慮して査定。 |
| 潜在総収益 | 223,723,000円 | 賃料収入とその他収入の合計。 |
| 空室等損失相当額 | 11,186,000円 | 貸室部分の空室率は5%と見込んだ。 |
| 貸倒損失相当額 | 0円 | 貸借人の状況等を勘案し、計上しない。 |
| 総費用 | 64,323,000円 | 下記4項目の合計 |
| 対「有効総収益」比率 | 30.26% | 有効総収益に対する比率を百分率で小数点第3位を四捨五入 |
| 維持・管理費 | 49,190,000円 | 維持・管理費として、建物管理費・水道光熱費・プロパティ・マネジメント・フィー等を査定。 |
| 公租公課 | 14,662,000円 | 平成17年度の課税標準額に基づき査定。 |
| 損害保険料 | 471,000円 | 現行の保険料及び類似建物の保険料率等を考慮して査定。 |
| その他費用 | 0円 | 過年度実績額を考慮して査定。 |
| 賃貸純収益 | 148,214,000円 | 有効総収益から総費用を控除して求めた。 |
| 一時金運用益 | 3,274,000円 | 現行契約条件及び新規賃貸における一時金月数を考慮した安定的な一時金の額に、稼働状況を勘案して査定。 |
| 資本的支出 | 10,098,000円 | エンジニアリングレポートによる修繕・更新費用の年平均額を参考に査定。 |
| 正味純収益 | 141,390,000円 | 賃貸純収益に一時金運用益及び資本的支出を加減して求めた。 |
| 還元利回り | 5.5% | 立地、建物、現行の契約条件等を考慮して査定。 |
| DCF法による収益価格 | 2,560,000,000円 | |
| 割引率 | 5.2% | 長期の金融商品の投資利回り、借入金利、対象不動産の投資用不動産としての危険性等を考慮して査定。 |
| 最終還元利回り | 5.7% | 立地、建物、権利形態等を考慮して査定。 |
| ①正味純収益の現価の合計額 | 1,097,367,000円 | |
| ②分析期末の復帰価格 | 2,500,105,000円 | 11年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して査定。 |
| ③復帰実現費用 | 75,003,000円 | 分析期末の復帰価格の3%を計上。 |
| ④分析期末の正味復帰価値 | 2,425,102,000円 | 分析期末の復帰価格から復帰実現費用を控除して査定。 |
| ⑤正味復帰価値の現価 | 1,460,639,000円 | |
| 積算価格 | 1,820,000,000円 | |
| 土地比率 | 78.50% | 積算価格に対する比率を百分率で小数点第3位を四捨五入 |
| 建物比率 | 21.50% | 積算価格に対する比率を百分率で小数点第3位を四捨五入 |

不動産の鑑定評価額又は調査価額は、個々の不動産鑑定士の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまらず、同じ物件について鑑定又は調査を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額又は調査価額が異なる可能性があります。また、かかる鑑定又は調査の結果が、現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価額による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額又は調査価額をもって売却できるとは限りません。